

お住まいの新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。

先着順での申込みなど既に受付を終了している場合があり、同一の工事に対して複数の補助を申請することはできません。
詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

令和2年4月1日現在

種別	支援制度名	制度の概要	担当窓口 連絡先
1 住宅 改修	木造住宅耐震診断 補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震診断に係る費用の2/3（最大2万円）を助成する。	都市部 建築課 (0848) 38-9245
	木造住宅耐震改修費 補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震改修工事に係る費用の23%（最大30万円）を助成する。	
	木造住宅耐震シェル ター設置費補助事 業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震シェルター等設置工事に係る費用の50%（最大12.5万円）を助成する。	
	建築物土砂災害対策 改修促進事業	土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建っている建築物の土砂災害対策改修費用の一部を助成する。	福祉保健部 社会福祉課 (0848) 38-9125
	身体障害児・者住宅 改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児・者、難病患者等が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修工事費の一部を給付する。（介護保険制度の対象者は介護保険による給付優先）	
	介護保険居住介護 (介護予防)住宅改 修費	在宅の要介護・要支援の介護認定を受けた者が、手すりの取付けなど介護保険サービスの対象となる住宅改修を行ったとき、支払った金額の9割、8割または7割（最大18万円、最大16万円または最大14万円）を支給する。（事前申請をし、市が必要と認めた場合に限る）	
2 浄化槽 設置	小型浄化槽設置整備 補助事業	小型浄化槽を設置する人に補助金を交付する。	上下水道局 下水道課 (0848) 29-7010
3 まちなみ	老朽危険建物除却促 進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある、使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却に要する経費の3分の2（最大60万円）の補助金を交付する。（老朽危険建物に認定されたものに限る）	都市部 まちづくり推進課 (0848) 38-9347
	空き家再生促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付する。	
	沿道建物等修景事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で沿道建造物などの所有者または管理者が、その沿道の建造物や工作物を修景整備する経費の3分の2（最大20万円）の補助金を交付する。（道路美装化事業対象路線、古寺めぐりコース、参道及び他事業整備道路の沿道に限る）	都市部 まちづくり推進課 (0848) 38-9223
	まちなみ形成事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で、歴史的建造物・工作物の所有者又は管理者が、建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更などの整備をする経費の3分の2（最大200万円）を助成する。（根拠資料・説明資料が必要）	
4 空家	尾道市空家等活用促 進モデル事業	空家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設等として、地域活性化につながる新たな活用に供するため必要な住宅等の移転、増築又は改築にかかる経費の3分の2（最大250万円）の補助金を交付する。	都市部 まちづくり推進課 (0848) 38-9347
	空家等改修支援事業	尾道市が設置する空き家バンクに登録している空家等の改修にかかる経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付する。	
	空き家家財道具等 処分支援事業	空き家バンクに登録申請する空き家に係る家財道具等の処分や清掃等にかかる費用の2分の1（最大10万円）を補助する。	
	特定空家等及び不良 空き家除却支援事業	特定空家等又は不良空き家の認定を受けた老朽化し危険な空家等の除却にかかる経費の3分の2（最大60万円）の補助金を交付する。	
	子育て世帯等住宅取 得支援事業	市内に居住又は移住希望者のうち、満40歳未満で中学生以下の子が属する若年子育て世帯又は満40歳未満の新婚世帯に対し、中古住宅の購入費用にかかる費用又は購入、相続、贈与等により取得した中古住宅の改修費用の一部を助成する。 ただし、尾道市に5年以上定住すること。	